10月は全国漁船安全操業推進月間

労働災害防止は人材募集の第一歩
～命を守る船に人は集まる～

小型船舶の船長には、原則、すべての乗船者にライフジャケットを着用させる義務があります！

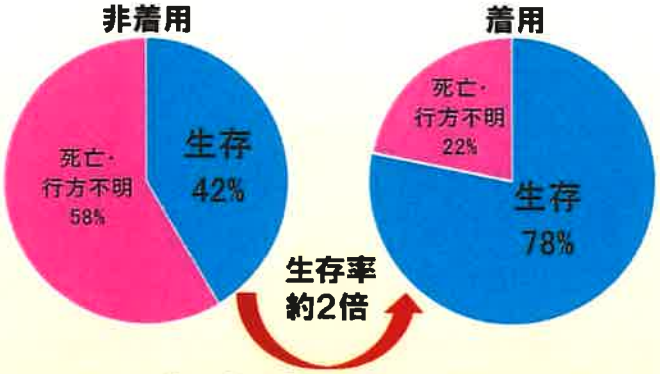

ライフジャケット着用の有無による海中転落者の生存率の比較（令和2年～令和6年）
（資料）海上保安庁

ライフジャケット着用の有無が海中転落時の生死を分ける要因！
浜で待つ家族に対する責任です。

違反した船長には違反点数2点が課され、再教育講習を受けなければなりません。累積点数が5点以上で免許停止の対象となります。

型
桜マーク

ライフジャケットの着用義務や使いやすいライフジャケットの種類等についての詳細は、国土交通省のホームページへ

漁船海難は衝突事故が最多！
衝突原因の7割程度が見張り不十分！
操業中も常に見張りを。

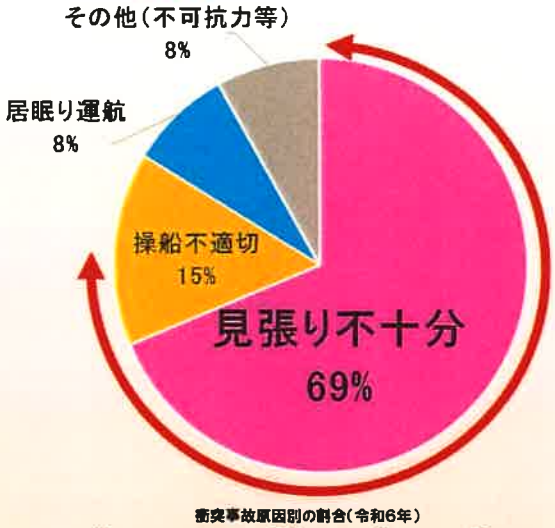

衝突事故原因別の割合（令和6年）
（資料）海上保安庁「令和6年海難の現況と対策」に基づき水産庁で作成

衝突事故の防止に有効なAIS（船舶自動識別装置）を搭載した漁船については、保険料の一部を助成する制度があります。

【保険料の一部助成制度】
実施主体：日本漁船保険組合
お問合せは、最寄りの漁船保険組合支所へ

写真：（一社）北海道水産会
【幹事団体】（一社）大日本水産会
【協賛】全国漁業協同組合連合会、全国共済水産業協同組合連合会、日本漁船保険組合
（公財）漁船海難遺児育英会、（一財）中央漁業操業安全協会、（一社）全国漁業無線協会、NPO法人水産業・漁村活性化推進機構
（一社）全国漁業就業者確保育成センター、船員災害防止協会
【後援】水産庁、国土交通省、海上保安庁、運輸安全委員会、海難審判所

【作業安全動画】
日々の操業において漁業関係者の皆様に留意・実行していただきたい事項を分かりやすく紹介しています。

事故事例と対策

作業安全学習教材